

北海道旅客鉄道株式会社公告第 30 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 3 年 4 月 1 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、17 条及び別表第 1 号にかかる改正については令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

令和 3 年 3 月 25 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 17 条の標題を次の通り改める。

（気仙沼線 BRT 柳津・気仙沼間及び大船渡線 BRT 気仙沼・盛間の特殊取扱）

同条を次のとおり改める。

気仙沼線 BRT 柳津・気仙沼間及び大船渡線 BRT 気仙沼・盛間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。

第 139 条の 3 第 4 号中、「840 円」を「1,680 円」に改める。

別表第 1 号地方交通線の線名及び区間、おの行大船渡線中、「一ノ関・盛」を「一ノ関・気仙沼」に改める。

同表、けの行気仙沼線中、「前谷地・気仙沼」を「前谷地・柳津」に改める。